

北東アジア地域自治体等の環境保全に関する情報交流

福井県の環境関連トピックス

1 アスベストによる健康被害の防止に関する条例の制定

それまでのアスベスト対策にかかる国の法制度が必ずしも十分とはいえない状況にあったため、県民の健康被害を未然に防止するという観点から、国の対策を待たずに、全国に先駆けて平成 17 年 10 月 11 日に「福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」を公布、施行しました。

本条例には、①大気汚染防止法の規制対象とならない規模のアスベスト製造施設やアスベスト吹付け材使用建築物等の解体や補修作業にかかる規則 ②アスベスト吹付け材使用建築物の所有者等に対する建築物の適正管理の努力義務 ③ アスベスト吹付け材使用建築物等の台帳を整備し、災害発生時の情報提供など必要な措置 の規定を盛り込みました。

また、小規模建築物の解体時の届出など県独自の規制を行ってきましたが、大気汚染防止法施行令が改正され、平成 18 年 3 月から新たに法律で規制されることとなったことから、条例を改正し、法律に基づいた届出の受理や立入検査等を実施することとしています。

2 地球温暖化対策地域推進計画の改定

本県では、平成 17 年 2 月 16 日の京都議定書の発効等を受けて、県内における地球温暖化対策を一層推進するため、平成 18 年 3 月に「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を改定しました。

計画では、“平成 22 年度 (2010 年度) の温室効果ガス排出量を平成 2 年度に比べて 3 %削減する”との削減目標を掲げており、この目標達成に向けて、日常生活 (Life)、事業活動 (Office)、自動車利用 (Vehicle)、環境教育 (Education) の各分野における地球温暖化防止活動の輪を広げるため、「LOVE・アース・ふくい」(温暖化ストップ県民運動) を今年 6 月から展開しております。

3 廃棄物処理計画の策定

本県では、ごみの減量化やリサイクルを一層推進するため、平成 18 年 3 月に新たな「福井県廃棄物処理計画」を策定しました。

計画では、一般廃棄物について、平成 22 年度の 1 人一日当たりごみ排出量目標を 940 g と設定し (平成 15 年度 : 973 g)、排出量の 4 割を占める生ごみ対策等を重点施策と位置づけるとともに、市町の分別収集品目の拡大を図っていくこととしています。

産業廃棄物については、発生量 500 t 以上の大量排出事業者に対する廃棄物減量化計画や取り組み実績の提出を盛り込むとともに、産業廃棄物処理業者の処分施設の情報公開を進め、また、優良な処理業者の評価制度を導入することとしました。

4 三方五湖のラムサール条約登録

平成 17 年 11 月 8 日から 11 月 15 日まで、アフリカのウガンダ共和国で開催されたラムサール条約締結国会議の初日に、本県の「三方五湖」がラムサール条約湿地に登録されました。

本県では、三方五湖の自然環境の保全のため、これまで湖の堆積土砂のしゅんせつや水質浄化研究などの水質改善に取り組むとともに、公共下水道の整備や農業集落排水処理施設の整備など、汚水対策の促進を図ってきました。

また、平成 16 年度に三方五湖周辺の優れた自然を素材にした「自然体験プログラム」を作成し、このプログラムを活用したエコツーリズムの推進を図っています。

さらに、三方五湖がラムサール条約湿地に登録されたことを受けて、平成17年11月に、学識経験者や地元美浜・若狭両町の環境保全団体の代表などで構成する「三方五湖の保全・活用に関する検討委員会」を設置し、三方五湖の保全と活用に向けた基本的方向性や具体的な方策について検討を進めております。